三重県人口減少対策有識者会議設置要綱

（目的）
第１条　三重県における人口減少対策を効果的に推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重県人口減少対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。
（１）人口減少対策に関する方針の策定に関すること。
（２）人口減少対策の推進に関すること。
（３）その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

（委員）
第３条　会議は、知事が選任する委員で構成する。
２　会議の委員の任期は、選任の日から令和９年３月３１日までとする。
３　会議の委員の再任は妨げない。

（議長）
第４条　会議には議長を置き、知事が指名する。
２　議長は、会議を総理する。

（会議）
第５条　会議は、議長が招集し、これを主宰する。
２　会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
３　会議の進行は、政策企画部長が行うものとする。

（報償費等）
第６条　県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。
２　会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

（庶務）
第７条　会議の庶務は、政策企画部人口減少対策課において行う。

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年６月 26 日から施行する。